

## 保護費の支給対象者枠の見直しに関する提案書

外務大臣 岸田文雄 殿

平成 29 年 6 月 2 日

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム (FRJ)

### 提案の内容

- 保護費の支給対象者枠を、平成 22 年 4 月<sup>1</sup>前に戻すことはできないでしょうか。
- 特に次の者について配慮いただけないでしょうか。
  - 難民認定申請を複数回行っている者で在留資格もしくは就労資格がない者
  - 難民該当性に係る訴訟中の者で在留資格もしくは就労資格がない者

### 提案の背景<sup>ii</sup>

#### 1) 在留資格がない難民認定申請者について

法務省入国管理局によると、非正規在留の難民認定申請者の割合は減っています（平成 26 年 17%、平成 27 年 16%）。一方、難民認定再申請者においては、3～4 割が正規の在留資格を持っていません（平成 26 年で 32%、平成 27 年で 38%）。また、同省同局によれば、難民認定者、人道配慮による在留特別許可を受けた者のうち、それぞれの約 3 割も、正規の在留資格を持っていません（平成 20～26 年までで、難民認定者の 32%、人道配慮による在留特別許可を受けた者の 29%が正規の在留資格なし）。このような難民認定申請者は、知り合いや民間団体の支援等を頼りますが、恒常的な支援を受けることは大変困難であり、家賃の滞納、電気やガスの停止、医療費支払いの保留をし続ける等、生活が困窮しています。しかし、知り合いや民間団体の支援を受けていることを理由に保護費の支給対象とならない現状があります。

#### 2) 難民認定申請を複数回行っている者について

法務省入国管理局によると、平成 22 年から 26 年の間、難民認定された者のうち約 15%が、人道配慮による在留特別許可を受けた者のうち約 30%が、複数回の申請を行っています。一方、平成 22 年 4 月以降、1 回目の難民認定申請で異議申立が却下されると、保護費の支給は終了となり、その後、新たな事情で再度難民認定申請をしても裁判（一審）を同時に行っていない限り保護費支給の対象になりません。また、保護費申請からその結果ができるまでの生活費が全くないために家賃滞納の借金を負う等、再申請者の生活が困窮しています。

### 3) 訴訟中の者について

現状では難民該当性に係る訴訟中の者は再度の難民認定申請を行わない限り保護費支給の対象になりません。特に在留資格や就労資格がない者は、訴訟中、大変困窮しています。

以上

---

<sup>i</sup> 平成 22 年 4 月 1 日付外務省総合外交政策局人権人道課長通達「生活に困窮する難民認定申請者等に対する保護措置の見直しについて」参照。

<sup>ii</sup> 添付資料の「在留資格別の難民認定申請者数」及び「難民認定、人道配慮で保護された総数の在留資格状況」参照。